

生活保護基準 引き下げ違憲訴訟 判決日確定！



生活保護基準引き下げ違憲訴訟第24回期日(判決)

- ◆日時 2021年2月22日(月)15時～
- ◆場所 大阪地方裁判所 202号法廷にて

生活保護基準引き下げ違憲訴訟とは・・・

2013年に平均6.5%・最大10%の生活扶助基準の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。史上最大の生活保護基準引き下げに対して、現在、全国29都道府県、900名近くの利用者が違憲訴訟を提起し、国・自治体を相手に裁判で闘っています(大阪は2014年12月9日に提訴しました)。

生活保護制度はナショナル・ミニマム

生活保護制度は憲法25条が定める生存権保障の岩盤となっている制度です。たとえば最低賃金、就学援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準など、生活保護を利用していない多くの国民に関わるさまざまな制度の基準と連動しています。まさに生活保護基準は“命の砦”です。

国は、社会保障費削減の突破口として生活保護の改悪を位置づけています。生活保護改悪に対する闘いは、社会保障全体の削減を阻止し充実を求めていくことにつながります。

全国で闘われている生活保護基準引き下げの違憲訴訟を勝利に導くことが、すべての人の命と生活を守ることになります。ご一緒に声を上げてください。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支援する会

(略称:引き下げアカン!大阪の会)



【連絡先】 きょうされん大阪支部 電話06-6697-9144

裁判史上に残る不当判決

愛知生活保護裁判
(6月25日名古屋地裁 角谷裁判長)
政権「忖度」を明記

「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができる。」(6.25判決文)



最高裁判決を否定

憲法第13条は公共の福祉について「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」としています。そのうえで生活保護法8条2項は生活保護の基準を定めています(→)。

これまでの高齢加算廃止に関する東京訴訟最高裁判決(平成24年2月28日)と同福岡訴訟最高裁判決(平成24年4月2日)に「国民感情」の考慮を認める部分はありません。両判決ともに文化的な最低限度の生活ラインについての判断で「財政事情」の考慮を認めていません。

さらに判決は保護基準の具体化にあたって「高度の専門技術的な考察」において「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無について審査すべきという具体的な判断基準を示しています。この基準については社会保障審議会運営規則第2条「審議会の部会の設置」で下記のように審議することになっています。

「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事項を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」

第2の1 生活保護基準の評価・検証等について

生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

【社会参加の機会を奪われる】

尋問では、大事にしていた人間関係が奪われる辛い経験が語られました。Aさんは、「引き下げでケアハウスに入っている母に会いに行く回数を減らさざるをえなくなった」と証言しました。交通費節約のために自転車を使うと2時間以上もかかるため、やむなく見舞いに行くのを月4回から2回に減らしました。「母が『最近だれもこない』ともらしたことを家族から聞き、ショックを受けた」と話しました。

Bさんは保護利用前、カラオケ喫茶を経営し多くの常連さんに恵まれていました。入院・手術のため休業せざるを得なくなった時も、常連さんが無償で手伝ってくれ、店を開けてくれました。お世話になった常連さんに、ちゃんとお礼をしたいし、せめて月に1回ぐらいは元気な笑顔で会いたいと思っても、生活保護利用を開始してからは、喫茶店でお茶を飲むお金もないため、断らざるを得ませんでした。父親のように思っていた常連さんの葬式に、香典をつつむことができず、参列もできなかったことを「とても辛くて、悲しかった」と涙ながらに振り返りました。

10月19日、本人尋問の証言から